

「北会津地区認定こども園整備事業基本構想（素案）」への意見募集結果報告

募集方法及び結果は下記の通りです。

- 1 募集期間 平成26年4月25日（金）～平成26年5月26日（月）
- 2 提出方法 持参による提出（11人）
FAXによる提出（3人）
- 3 意見件数 22件（14人）
- 4 意見の要旨と市の考え方

No.	意見の内容	市の考え方
1	市の財政負担が軽くなる分子育て支援施策の充実が期待できること、市が整備するよりも早い時期での開園が期待できること、保護者の意見が反映されやすくなると考えられることから、素案のように民設民営で実施すべき。	市では、教育委員会との連携のもと、民設民営による利点を最大限に活かしながら、子どもたちにとってより良い施設となるよう取り組むとともに、限られた財源を最大限に有効に活用することにより、今後一層の子育て支援施策の充実を図っていきます。
2	民設民営に賛成だが、制服等の実費負担が適正に保てるよう注意して欲しい。	保護者負担の適正に保つため、実費等についても一定の基準を公募条件に盛り込みます。 また、開園後も施設運営等について指導を徹底していきます。
3	民設民営に賛成だが、利益を優先して教育・保育の質が低下しないよう注意して欲しい。	公募の対象となる学校法人または社会福祉法人については、非営利の公益法人であり、余剰金がでたとしても、それぞれ学校運営や福祉事業の拡充のためにしか使用できないことになっています。 また、より良い教育・保育環境を確保するための一定の条件を公募条件に盛り込むとともに、開園後も施設運営等について指導を徹底します。
4	市と民間で提携していったほうが、いろいろな面で良いと考えられることから、公設民営で実施すべき。	民設民営で行う場合であっても、市が貸与した土地で、公募条件をもとに協定を締結したうえで施設の整備と運営を行うものであり、市と運営法人とで互いに協力・連携を図っていきます。
5	同じ年齢の児童が一体的に教育・保育を受けられるようになるため、自分の子が一年でも入園できるよう、早く開園してほしい。	可能な限り早期での開園に向け、取り組んでまいります。

No.	意見の内容	市の考え方
6	民設民営に賛成。古い考えに固執せず、子どもに最善の環境を提供してほしい。	子どもたちにとって、より良い教育・保育環境を提供できるよう、取り組んでいきます。
7	絶対民設民営で実施すべき。市や地域の将来を考えれば経済的な負担は少ないほうがいい。	市の財政負担の軽減もさることながら、子どもたちにとって、より良い教育・保育環境を提供できるよう、取り組んでいきます。
8	県道に右折レーンを設けてほしい。	県道への右折レーンの設置については、その必要性も含め、所管する県や関係機関と協議していきます。
9	公設公営で実施すべき。民営が不安であり、今の先生方がとても安心。民営になって先生が突然全員変わってしまうことに、子どもたちが慣れないのではないか。	民設民営による場合については、素案に記載したとおり、運営法人への指導を徹底するなどの不安解消に努めてまいります。 また、先生が変わることによる子どもたちの負担を軽減するため、引き継ぎ期間を設けるなどの対応を検討します。
10	民設民営で構わない。子どもたちにとって良い環境を整備してほしい。	子どもたちにとって、より良い教育・保育環境を提供できるよう、取り組んでいきます。
11	民営では、保育料が高くなること、地域との連携が図りにくくなることから、公設公営で実施すべき。	平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行となることから、保育料は、現在の保育所の保育料同様、公営であれ民営であれ、所得に応じた応能負担となります。 また、民営の場合であっても、制度上、地域との連携・協力等の地域との交流に努める必要があり、市としても適切な指導を行ってまいります。
12	なぜ認定こども園として整備するのか、もっと詳しい説明がほしかった。	例えば、北会津地区の保育所では、同じ年齢の児童でクラスを編成することが困難な状況も見られますが、認定こども園とすることにより、保護者の就労を問わず入園が可能になり、同じ年齢の児童は一体的に教育・保育を受けることができるようになります。
13	民設民営で構わない。しっかり監督してもらえれば、法人の特徴はあっても良いと思う。安全・安心な良い環境をつくってほしい。	民設民営で行うにあたっては、開設後も法人経営や施設運営についての指導を徹底します。
14	地域の方の意見も重要だが、子どもを持つ親の意見を尊重してほしい。	今回ご意見いただきました素案につきましては、北会津地区内で説明会を開催してきましたところですが、説明会に参加できない場合であっても、素案の内容をご理解いただいたうえで、ご意見等をいただけるよう、地区内の未就学児の保護者の皆様に意見書用紙を含む資料を送付いたしました。

No.	意見の内容	市の考え方
15	北会津地区では、民営になじみが薄いため、せめて公設民営であれば、行政の指導等が直接的に及ぶものと安心感が得られると思う。	民設民営の場合、公設公営のように建物を貸与はしないものの、事業用地を市が造成し事業者と貸与するとともに、公募条件をもとに市と事業者とで施設の整備及び運営に関する協定を締結することになります。法令等に定める内容に加え、協定事項が遵守されるよう指導を徹底していきます。
16	市の財政状況が好ましくない中、市の負担を少なくするためには、民設民営にせざるを得ないと考える。また、整備運営の形態がどうであれ、保護者の幅広いニーズに対応してほしい。特に、早朝保育や延長保育で早い時間や遅い時間まで対応できればよい。	民設民営の場合、市の負担が少なくなることもさることながら、保護者ニーズに柔軟で迅速な対応が期待されます。 子どもたちにとって、より良い教育・保育環境が提供できるよう、市が責任をもって関与していきます。
17	公設民営で実施すれば、お互いの良い所と責任の明確化ができるので良いと思われます。	民設民営の場合、事業用地を市が造成し貸与するとともに、公募条件をもとに市と事業者で締結する施設の整備及び運営に関する協定により、お互いの役割を明確にするとともに、適切な運営や経営がなされるよう指導を徹底していきます。
18	民営となると、その園の特徴が出るので、公設公営で実施すべき。 北会津での地元の保育の良さや、少人数の良さがある。今までの北会津の良さを引き継いでほしい。	公営であれ民営であれ、その園独自の特徴があります。北会津の良さにつきましては、今般設置しました保護者や地域住民による運営委員会でご意見をいただきながら、その継承に努めていきます。
19	公設公営で実施すべき。公設公営であれば、今までどおり校長が園長を兼ねることでき、小学校との密接な連携も可能になる。また、これまでも良い方向性を持って運営されてきている。	計画している幼保連携型認定こども園については、園長は専任であることとされています。 園長は専任となりますが、今後とも小学校との連携が十分に図られるよう指導していきます。 また、北会津地区内の幼稚園・保育所で取り組んできた内容については、新しい施設に引き継いでいく考えです。
20	教育施設を整備する場所として相応しい環境を確保するためにも、鉄塔の撤去を求めていくべき。	北会津地区認定こども園の事業区域としては、鉄塔の敷地を除いた区域で計画しており、鉄塔は特に支障になるものではありません。
21	乳幼児の施設なので、特に安全面には配慮すべき。	安全対策・防犯対策は非常に重要な課題であることから、事業者を選定する際の審査項目とするなど、十分に配慮していく考えです。
22	認定こども園は、歩いて通える場所に整備すべき。	歩いて通えない場合については、これまで同様、スクールバスを利用いただくか、自家用車による送迎をお願いすることになります。

